

提案事項 管理番号	提案主体名	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	その他 (特記事項)	制度の所管 関係官庁	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他
5032001	中国木材株	“集成材の日本農林規格”に性能規定の考え方を併用導入する。	“集成材の日本農林規格”は、仕様規定に基いて、細かく具体的に仕様を定めています。仕様規定は、製品を作り出す際の利点があります。技術の進歩への対応が難しいという課題があります。そこで技術の進歩への対応が容易な性能規定の考え方を併用導入を希望します。具体的には、ミニ厚、ミニ厚を構成するラミネートの仕様の制限を受けたいです。その結果、従来の仕様にとらわれない新しい技術の開発や多様な設計が可能となる為、コスト削減や品質向上を期待できます。	中国木材では、スギとベニマツを組合せた異種複集成材“ハイブリッドビーム”の製造販売を行っています。ハイブリッドビームには、国産スギを使用していますので、ハイブリッドビームを販売することは国産スギの活用につながり、環境問題にも貢献できると考えられています。中国木材では、新たな商品として“間伐材、小径木材”を開発し、国産スギ“開伐”に取り組んでいます。しかし、新たな商品を開発しても、JASの仕様と合致しないものが多くあり、国産スギの活用が進んでいません。集成材の場合、市場での取引はJAS製品であることが多く、現在開伐材、小径木材を小さく割って販売している集成材は、今まで利用されていなかった。開伐材、小径木材を小さく割って販売している集成材は、今まで利用されていません。これにより、JASの仕様に準拠した集成材の活用が促進され、国産木材の活用が期待できます。中国木材では、JASの仕様と合致しないものを加工して、JASの仕様と合致する集成材を開発しています。このように、集成材の活用が促進され、国産木材の活用が期待できます。中国木材では、JASの仕様と合致しないものを加工して、JASの仕様と合致する集成材を開発しています。このように、集成材の活用が促進され、国産木材の活用が期待できます。	仕様規定で作成されている“集成材の日本農林規格”に性能規定の考え方を併用導入することにより、国産スギを併用した集成材の活用が促進される効果が期待されます。得られる効果として、①地域材の利用促進(開伐材、小径木材)②歩留向上による柱・梁の活用率向上③木造住宅における地味材利用の促進(床・天井材)④木材の資源の有効活用(コスト削減)⑤木材の品質向上(コスト削減)⑥木材の加工・利用の促進(コスト削減)⑦木材の流通の促進(コスト削減)⑧木材の価格の安定(コスト削減)⑨木材の需要の拡大(コスト削減)⑩木材の供給の確保(コスト削減)⑪木材の生産の促進(コスト削減)⑫木材の流通の促進(コスト削減)⑬木材の価格の安定(コスト削減)⑭木材の需要の拡大(コスト削減)⑮木材の供給の確保(コスト削減)⑯木材の生産の促進(コスト削減)⑰木材の流通の促進(コスト削減)⑱木材の価格の安定(コスト削減)⑲木材の需要の拡大(コスト削減)⑳木材の供給の確保(コスト削減)㉑木材の生産の促進(コスト削減)㉒木材の流通の促進(コスト削減)㉓木材の価格の安定(コスト削減)㉔木材の需要の拡大(コスト削減)㉕木材の供給の確保(コスト削減)㉖木材の生産の促進(コスト削減)㉗木材の流通の促進(コスト削減)㉘木材の価格の安定(コスト削減)㉙木材の需要の拡大(コスト削減)㉚木材の供給の確保(コスト削減)㉛木材の生産の促進(コスト削減)㉜木材の流通の促進(コスト削減)㉝木材の価格の安定(コスト削減)㉞木材の需要の拡大(コスト削減)㉟木材の供給の確保(コスト削減)㊱木材の生産の促進(コスト削減)㊲木材の流通の促進(コスト削減)㊳木材の価格の安定(コスト削減)㊴木材の需要の拡大(コスト削減)㊵木材の供給の確保(コスト削減)㊶木材の生産の促進(コスト削減)㊷木材の流通の促進(コスト削減)㊸木材の価格の安定(コスト削減)㊹木材の需要の拡大(コスト削減)㊺木材の供給の確保(コスト削減)㊻木材の生産の促進(コスト削減)㊼木材の流通の促進(コスト削減)㊽木材の価格の安定(コスト削減)㊾木材の需要の拡大(コスト削減)㊿木材の供給の確保(コスト削減)	農林水産省	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)	集成材の日本農林規格では、①ラミネートの厚さは、5cm以下で原則として等厚として仕様が規定されている。ただし、実大強度試験又はシミュレーション計算等によって強度が確認された集成材にあっては、厚さ6cm以下としている。②仕上げ加工後の集成材については他の等厚のラミネートの厚さの80%以上であることと規定している。ただし、実大強度試験又は理証試験を伴った集成材については、積戻中強度確認された集成材に対して2/3以上の範囲で構成することが出来ることとする。	III	1. 日本農林規格は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条の規定に基づき日本農林規格は制定又は承認若しくは改正の日から少なくとも5年を経過する日までに審議に付すとしており、定期的な規格見直しを実施しているところ。 2. 規格見直しに当たっては、試験データ等の科学的根拠に基づき検討する必要がある。 3. 本件については、集成材の日本農林規格の定期見直しを今年度から開始していることから、その中で科学的根拠に基づき検討していきたいと考えている。		